

公共建築物ECO整備推進方針

平成 24 年 4 月

北海道建設部建築局

まえがき

世界で1年間に排出される二酸化炭素など温室効果ガスの量は、森林などの自然により吸収される量の2.3倍以上と増加する中、我が国は、地球温暖化を防止するため温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げています。

北海道は事業者や道民と連携して地球温暖化防止に積極的に貢献するため、平成21年3月に『北海道地球温暖化防止対策条例』を制定しました。この条例では、「新築・改築時の省エネ性能の向上、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用拡大」を掲げています。

このような中、建築局では「時の経過とともに価値を増す公共建築物の整備」を執行方針としながら、これまでも道有施設に対し、建築物の断熱性能の強化、省エネ設備等の導入による省エネルギー化や、H19年からは総務部総務課 FM グループと連携したファシリティコスト縮減調査や施設管理者への運用改善の提案など、環境負荷低減に向けた取り組みを進めてきたところです。

今般、北海道地球温暖化防止条例の制定を背景として、建築物のさらなる環境対策が強く求められる中、温室効果ガス削減について、道有施設がその役割を果たして行くため、環境負荷低減の方向やその方策を確立することが重要となっています。

このことから、道有施設の企画、設計、建設から運用、解体までのライフサイクルを通しての取り組みとして、「公共建築物 ECO 整備推進方針」を策定することとしました。

この方針では、設計段階における建築物の環境対策を求める「共同提案型プロポーザル」の実施の他、実施設計への再生可能エネルギー採用の検討、設計段階における建築物総合環境性能評価の導入、工事現場や施設引き渡し後におけるECOの取り組み等に対する工事施行成績での評価、さらには「施設運用マニュアル」作成の一環として設備性能確認を義務づけ、これらの基礎的なデータを活用しながら、将来的なECOの取り組みにも反映することとしています。

建築局では、今後とも変化する時代に対応するよう、道有施設で得られた実績や成果について市町村へ広く情報提供し、技術支援につなげることで、公共建築物全体の温室効果ガス削減の推進に寄与するとともに、求められる建築物の役割や機能等を十分に発揮した公共建築物づくりを進めてまいります。

平成24年3月 建設部建築局長 富田 克己

公共建築物E C O整備推進方針

第1 目的

この方針は、建設部建築局（以下「建築局」という。）が施行する道有建築物の整備において、計画・設計段階から建設工事、運用・管理及び解体工事段階に至るまでの、より一層の温室効果ガスの排出削減及び再生可能エネルギーの利用推進を図ることにより、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。）に定める地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) E C O

Ecoiogy（エコロジー）の略。環境にいいという意味で、より地球温暖化対策に優れた手法・方法・工法をいう。

(2) E C O整備

E C Oを取り入れた建築物の計画・設計、建設及び解体工事をいう。

(3) 地球温暖化対策

温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、その他の地球温暖化の防止を図るための手法・方法・工法をいう。（条例第2条(2)）

(4) 温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄をいう。（条例第2条(3)）

(5) 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源のうち、太陽熱及び氷雪を利用して得られるエネルギーをいう。（条例第2条(5)）

(6) 施設運用マニュアル

公共建築物標準仕様書（国土交通省大臣官房営繕部監修）において完成図等に定められている、施設運用全般に係わる保全に関する資料をいう。

(7) 設備性能確認

設備のシステムが全体として機能しているかどうか、建物完成の試運転時にデータをとりながら確認する行為をいう。

第3 対象規模

(1) 新築工事においては、2,000平方メートル以上のものを対象とする。（条例第25条(1)）

(2) 改築工事においては、当該改築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は当該床面積の合計が当該改築に係る建築物（2,000平方メートル以上のものに限る。）の床面積の2分の1以上のものを対象とする。（条例第25条(1)）

(3) 増築工事においては、増築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを対象とする。（条例第25条(2)）

(4) 改修、改造工事においては、当該改修、改造に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は当該床面積の合計が当該改修、改造に係る建築物（2,000平方メートル以上のものに限る。）の床面積の2分の1以上のものを対象とする。（条例第25条(3)）

(5) 解体工事においては、2,000平方メートル以上のものを対象とする。

第4 適用範囲

- (1) 第6(1)及び(3)は、第3(1)から(3)に適用する。
- (2) 第6(2)は、第3(1)から(4)に適用する。
- (3) 第6(4)は、第3(5)に適用する。

第5 適用除外

第6(2)①②及び(4)②は、第3及び第4によらず、建築局が施行する全ての工事（外構工事を除く。）に適用する。

第6 取り組み内容

道有建築物の整備にあたり、各段階において、次の各号に掲げる取り組みを行う。

- (1) 計画・設計段階
 - ① E C O 整備に優れた技術提案を求めるため、共同提案型プロポーザルを検討する。
 - ② 再生可能エネルギーの採用など、E C O 整備を検討する。
 - ③ 設計段階において、建築物総合環境性能評価を行う。
- (2) 建設工事段階
 - ① 工事現場における E C O の取り組みを、工事施行成績評定において評価する。
 - ② E C O に優れた「施設運用マニュアル」を、工事施行成績評定において評価する。
- (3) 運用・管理段階
 - ① 「施設運用マニュアル」作成の一環として設備性能確認を行い、それを基礎データとして E C O の取り組みに役立てるものとする。
- (4) 解体工事段階
 - ① リサイクルを前提した分別の徹底など、E C O 整備を検討する。
 - ② 工事現場における E C O の取り組みを、工事施行成績評定において評価する。

この方針は平成24年4月1日から適用する。